

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

みなし解散の期限近づく

Q:平成8年3月31日までに最低資本金に最低資本金に達成していない株式会社及び有限会社はどのように扱われますか。

A:周知のとおり、平成2年の商法改正等により株式会社は1000万円、有限会社は300万円の最低資本金を平成8年3月31日までにクリアしなければなりません。

クリアできない会社については、4月1日に法務大臣の公告が行なわれ、その後2月以内に増資又は組織変更の登記を行わないときは、6月1日に解散したものとみなされます。ただし、平成7年1月17日に大阪府及び兵庫県の本店登記されていた会社は1年間猶予されています。

みなし解散になった場合は、次のような影響が出ると考えられます。

- ① 資格証明書や印鑑証明書の交付が受けられなくなること
- ② 解散前にその法人が使っていた商号を他の法人が使用することを排除できないこと
- ③ 金融機関との当座取引、融資等に影響が生ずるおそれがあること

みなし解散になった場合の課税上の取扱いは次のとおりです。

- ① みなし解散になった事業年度の開始の日から解散の日までの期間について、平成8年8月1日までに確定申告をしなければなりません。
- ② 清算中に事業年度が終了した場合には終了の日の翌日から2か月以内に清算中の所得に係る予納申告をしなければなりません。

